

上峰町障害者活躍推進計画

機関名	上峰町
任命権者	上峰町長
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間） ただし、必要な場合は期間中でも随時内容の見直しを行うこととする。
上峰町（町長部局）における障害者雇用に関する課題	<p>平成30年8月に公務部門における対象障害者の報告の誤りの実態が全国的に判明したことにより、令和元年6月に障害者雇用推進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する計画（障害者活躍推進計画）」を作成することとされた。</p> <p>本町は障害者の法定雇用率を満たしておらず、令和2年を計画期間とする障害者採用計画を作成しており、令和2年12月31日の計画末日までには法定雇用率を達成するよう取り組むことが必要である。</p>
目 標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参 考）令和元年12月31日時点の実雇用率：0.83%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	なし（今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定）
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3か月以内に選任し、早急に必要となる講習を受講させる。 ○ 障害者である職員の相談窓口を総務課に設置する。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定および創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現に勤務する障害のある職員や今後採用する障害のある方々の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○ 所属長は、障害のある職員と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上司との面談や人事担当者による声かけ等を通して、障害者である職員の状況や体調などを把握し、必要となる配慮の有無を確認することと

備・人事管理	<p>する。その結果を踏まえて検討を行い、働きやすい職場環境の整備に向けて、合理的配慮の提供を行う。なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○ 新規に障害者を採用する際は、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 「自力で通勤できること」等といった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関のみからの受入れ実施する。
4 その他	<p>○ 国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>